## 栗東市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月2日

栗東市監査委員 井之口 秀行 栗東市監査委員 藤田 啓仁

## 財政援助団体等監査結果

- 1. 監査の種類 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
- 2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
- 3. 監査の対象 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会
- 4. 監査実施日 令和2年10月27日

## 5. 監査の着眼点と実施内容

令和元年度補助金にかかる出納その他事務の執行が財政的援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係者から提出資料の説明を求め質疑応答により実施した。

## 6. 監査の結果

監査の範囲内においては、補助金に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項 は認められなかった。

少子高齢化が進行していく中、地域福祉を支える社会福祉協議会の存在は益々重要になってくる。地域福祉にかかるニーズは多様化しており、独自事業の積極的な展開を進める等収益の確保を図りつつ、地域住民にとって必要なサービスとなるよう工夫されるとともに健全な事業運営に努められたい。

また、主管課においては、財政援助団体として目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。